

# 11 税金

## 税務署（所得税・相続税・贈与税・消費税）

名 称	所 在 地	電 話 番 号	最寄りの交通機関
門 司 税 務 署	〒801-8601 門司区西海岸一丁目3-10 門司港湾合同庁舎	321-5831	J R 「門司港駅」 バス 「門司港駅前」
小 倉 税 務 署	〒803-8602 小倉北区大手町13-17	583-1331	J R 「南小倉駅」 バス 「検察庁前」 又は 「大手町」
若 松 税 務 署	〒808-8606 若松区本町一丁目14-12 若松港湾合同庁舎	761-2536	J R 「若松駅」 バス 「弁財天前」 又は 「若松南海岸通り」
八 幡 税 務 署	〒805-8606 八幡東区平野二丁目13-1	671-6531	J R 「八幡駅」 バス 「市立八幡病院」 又は 「祇園一丁目」

現在の相談は、①個別の質問、②一般的な質問で対応が異なります。

①の場合は、面接相談でお受けしていますので、事前に相談日時等を税務署へ予約してください。

②の場合は、電話相談センターで対応しています。電話相談センターへの問い合わせは、税務署の代表番号へ架けていただき、音声ガイダンスに従い「1」を選択してください。

開庁時間 月曜日～金曜日 8：30～17：00

閉 庁 日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

## 所得税の控除 (身) (知) (精)

〔内容〕

名 称	対 象 者	主 な 障 害 の 内 容	控 除 額
障害者控除	居住者本人	①身体障害者手帳3～6級の方 ②療育手帳「B」の方 ③精神障害者保健福祉手帳2・3級の方	27万円
		(特別障害者) ①身体障害者手帳1・2級の方 ②療育手帳「A」の方 ③精神障害者保健福祉手帳1級の方	40万円
	扶養親族又は 控除対象配偶者	①身体障害者手帳3～6級の方 ②療育手帳「B」の方 ③精神障害者保健福祉手帳2・3級の方	27万円
		(特別障害者) ①身体障害者手帳1・2級の方 ②療育手帳「A」の方 ③精神障害者保健福祉手帳1級の方	同居以外：40万円 同 居：75万円

※上記以外の方でも控除の対象となる場合があります。

詳しくは税務署にお尋ねください。

〔窓口〕

税務署

## 相続税の控除 (身) (知) (精)

### 〔内容〕

障害者が相続により財産を取得した場合、税額の控除があります。

名 称	主 な 障 害 の 内 容	税額控除の内容
一般障害者 控 除	①身体障害者手帳3～6級の方 ②療育手帳「B」の方 ③精神障害者保健福祉手帳2・3級の方	85歳に達するまでの年数に10万円を乗じた金額を相続税額から控除します。
特別障害者 控 除	①身体障害者手帳1・2級の方 ②療育手帳「A」の方 ③精神障害者保健福祉手帳1級の方	85歳に達するまでの年数に20万円を乗じた金額を相続税額から控除します。

※ 上記以外にも各障害者控除の対象となる場合があります。詳しくは税務署へお問い合わせください。

### 〔窓口〕

税務署（76頁）

## 贈与税の非課税（特定障害者扶養信託） (身) (知) (精)

### 〔内容〕

特定障害者(※)の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円までの贈与税がかかりません。

※ 特定障害者とは、①特別障害者及び②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者などをいいます。

### 〔窓口〕

- ① 特定障害者扶養信託契約については各信託銀行等
- ② 贈与税の非課税の申請は各信託銀行等を経由して特別障害者の納税地を所轄する税務署

## 利子の非課税 (身) (知) (精)

### 〔内容〕

障害者等に該当する方の少額預金や少額公債については、一定の手続きを要件として、利子が非課税になります。

制 度	預貯金等の種類	非課税限度額
障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（通称マル優）	銀行などの預貯金、合同運用信託、特定公募公社債運用信託、有価証券	元本350万円
障害者等の少額公債の利子の非課税制度（通称特別マル優）	国債 地方債	額面350万円

### 〔障害者等に該当する方〕

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 療育手帳の交付を受けている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ④ 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、労災等の傷病による障害年金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の障害年金、予防接種法の障害年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当の受給者
- ⑤ 児童扶養手当の受給者である児童の母親  
(母であることを証する事項の記載がある住民票の写し、又は住民票記載事項証明が申し込みの際必要です)
- ⑥ 遺族基礎年金の受給者である被保険者の妻

### 〔窓口〕

各金融機関

## 消費税の非課税

### 〔内容〕

- (1) 社会福祉法に規定する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等  
例えば、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の障害者支援施設を経営する事業（一部を除く）
- (2) 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品の譲渡、貸付け等
  - ① 非課税となる資産の譲渡等は、身体障害者用物品の譲渡、貸付け及び製作の請負並びに身体障害者用物品の修理のうち厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定したものととなります。
  - ② 対象となる身体障害者用物品は、義肢、盲人安全つえ、義眼、点字器、車いす等で身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定したものです。
- (3) 介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス及び施設介護サービス費の支給に係る施設サービス等（利用者の選択による一部のサービスを除きます）

### 〔窓口〕

税務署（76頁）

## 県税事務所（自動車税・自動車取得税・個人事業税）

者

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号		最寄りの交通機関
北九州東 県税事務所	〒803-8512 小倉北区内7-8	自動車税係 592-3501 <592-8913>	事業税係 592-3512 <592-8913>	JR「西小倉駅」 バス「勝山公園」
北九州西 県税事務所	〒805-0062 八幡東区平野二丁目13-2	自動車税係 662-9312 <681-4532>	事業税係 662-9311 <681-4532>	JR「八幡駅」 バス「祇園一丁目」

開庁時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

閉庁日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

## 個人事業税の非課税 ⑤

### 〔対象者〕

失明又は両眼の視力（矯正視力）が0.06以下の方（身体障害者手帳1級、2級及び3級の一部）で、「あんま」、「マッサージ又は指圧」、「はり」、「きゅう」、「柔道整復」その他の医業に類する事業を営む個人

### 〔窓口〕

県税事務所

## 個人事業税の減免 ⑤

### 〔対象者〕

1級から4級の身体障害者手帳を所有し、前年の合計所得金額が300万円以下の方

### 〔内容〕

年税額 15,000円までは全額減免となり、それを超える部分は1/2の額を減免します。

### 〔窓口〕

県税事務所

# 自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免 (身)(知)(精)

## 〔内容〕

専ら障害のある人のために使用する自動車の自動車税、軽自動車税、自動車取得税（普通・小型軽自動車）が減免される場合があります。

## 〔対象〕

### (1) 障害のある人自らが取得又は所有している場合

	自動車税、自動車取得税	軽自動車税
障害のある人本人が運転する場合	身体障害者手帳で次の等級の方 ・ 肢体不自由 (上肢) 1級～2級 (下肢) 1級～6級 (体幹) 1級～5級 ・ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の各機能障害 1級～3級 ・ 視覚障害2級の2及び3級の2 ・ 聴覚、平衡機能、音声機能障害 2級～3級 療育手帳「A」及び「B1」の方 精神障害者保健福祉手帳1級の方	身体障害者手帳で次の等級の方 ・ 肢体不自由（上肢・下肢・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1級～6級 ・ 肢体不自由（体幹）1級～3級、5級 ・ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害 1級又は3級 ・ 肝臓機能障害 1級～3級 ・ 視覚障害 1級～4級の1 ・ 聴覚障害 2級又は3級 ・ 平衡機能障害 3級 ・ 音声機能障害 3級 （音声機能障害は、喉頭摘出による場合に限る。） ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1級～3級 療育手帳「A」及び「B」の方 精神障害者保健福祉手帳1級の方
障害のある人と生計を一にする方などが運転する場合	対象となる障害名、障害の等級等については、上記と異なりますので、県税事務所へお問い合わせください。 療育手帳「A」及び「B1」の方 精神障害者保健福祉手帳1級の方	身体障害者手帳で一定の等級以上の方（※対象となる障害名、障害の等級等については、上記と異なりますので、下記の各窓口へお問い合わせください。） 療育手帳「A」及び「B」の方 精神障害者保健福祉手帳1級の方

### (2) 上記(1)以外の場合

- ① 「自動車税・自動車取得税」 = 三親等以内の同居の親族が取得、所有又は運転する場合など  
 ※対象となる障害名、障害の等級等については、県税事務所へお問い合わせください。
- ② 「軽自動車税」 = 障害のある人と生計を一にする方が所有し、障害のある人本人又は生計を一にする方が運転する場合  
 ※対象となる障害名、障害の等級等については、下記の各窓口へお問い合わせください。

## 〔窓口〕

- ・ 自動車税、自動車取得税・・・県税事務所（78頁）  
 （減免額に上限が設定されています。詳しくは、県税事務所へお問い合わせください。）
- ・ 軽自動車税・・・各区役所 市税事務所市民税課又は税務課、財政局課税課  
 （北九州市役所庁舎6階）

（平成30年4月現在）

## 市・県民税の控除・非課税 (身) (知) (精)

〔内容〕

名 称		対 象 者	主 な 障 害 の 内 容	控除等の内容
所得控除	障害者控除	本人 控除対象配偶者	①身体障害者手帳3～6級の方 ②療育手帳「B」の方 ③精神障害者保健福祉手帳2・3級の方	所得控除 26万円
	特別障害者控除	扶養親族	①身体障害者手帳1・2級の方	所得控除 30万円
	同居特別障害者がいる場合の加算	同居の控除対象配偶者又は扶養親族	②療育手帳「A」の方 ③精神障害者保健福祉手帳1級の方	特別障害者控除の額に加えて23万円が所得控除されます。
非課税		本人	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をもっている方	分離課税とされる退職所得等を除外した前年中の所得が125万円以下の方については市・県民税に係る所得割及び均等割が課されません。

(平成30年4月現在)

※上記以外の方でも、障害者控除対象者認定書の交付を受けている方など、控除の対象となる場合があります。(障害者控除対象者認定書については81頁をご覧ください)

詳しくは区役所内の市税事務所市民税課又は税務課にお尋ねください。

〔窓口〕

各区役所 市税事務所市民税課又は税務課

## 固定資産税の減免 (身) (知) (精)

固定資産税においては、次の条件すべてに該当する資産について減免の対象となる場合があります。

- ① 生活保護法の規定による扶助以外の公私の扶助を受けている者が所有する資産
- ② 貧困(生計を一にする世帯全員の収入金額の合計額が基準以下)であると認められる者が所有する資産
- ③ 自ら居住する家屋及びその敷地

詳しくは、資産の所在する区が、

○ 門司、小倉北、小倉南の場合は、  
小倉北区役所 東部市税事務所固定資産税課

○ 若松、八幡東、八幡西、戸畑の場合は、  
八幡西区役所 西部市税事務所固定資産税課  
までお尋ねください。

## 障害者控除対象者認定書の交付

精神又は身体に障害のある65歳以上の方で、障害の程度が知的障害のある人又は身体障害のある人に準ずると認められる方(又はその方を扶養している親族)に対し、「障害者控除対象者認定書」を交付します。所得税及び住民税の障害者控除又は特別障害者控除を受けることができます。

1. 申請窓口 各区役所高齢者・障害者相談コーナー(7頁)
2. 申請から交付まで(申請から認定までに数日を要します)

### 【介護保険の要介護認定を受けている方】

申請書(認定書)を提出すると、介護保険の要介護認定調査項目により審査され、知的障害のある人等に準ずるものと認められた場合は、障害の程度に応じて障害者もしくは特別障害者として認定されます。

認知症高齢者	知的障害者(軽度・中度)に準ずる	障害者
	知的障害者(重度)に準ずる	特別障害者
障害高齢者	ねたきり年長者	

### 【介護保険の要介護認定を受けていない方】

申請の際に、指定医が発行する「身体障害者診断書・意見書(有料)」が必要です。ただし、「身体障害者診断書・意見書」を取っても診断結果によっては対象とならない場合もありますので、申請をお考えの方は必ず事前に区役所高齢者・障害者相談コーナーにてご相談ください。「身体障害者診断書・意見書」により知的障害のある人等に準ずると認められた場合は、障害の程度に応じて障害者もしくは特別障害者として認定されます。

身体障害者福祉法施行規則別表に掲げる3級～6級の障害に該当	障害者
身体障害者福祉法施行規則別表に掲げる1級～2級の障害に該当	特別障害者

### 3. 参考

#### 【所得控除額】《詳しくは税の窓口でお尋ねください》

	市・県 民 税	所 得 税
障害者	260,000円	270,000円
特別障害者	300,000円	400,000円
同居の特別障害者	530,000円	750,000円

#### 【申告窓口】

源泉徴収されている方は勤務先、その他の方は税務署もしくは区役所内の市税事務所市民税課又は税務課です。詳しくは、勤務先、税務署もしくは区役所内の市税事務所市民税課又は税務課でお尋ねください。